公共下水道施設築造工事施工承認に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、下水道法(昭和33年法律第79号。)第16条に規定する公共下水道 管理者以外の者が行う工事の承認手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道施設築造工事施工承認申請)

第2条 公共下水道施設築造工事施工承認を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、柏原市下水道条例施行規程(平成26年上下水管規程第24号。)第8条に規定する、 公共下水道施設築造工事施工承認申請書に設計図及び工事仕様書を添えて下水道事業の 管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(公共下水道施設築造工事施工承認書)

第3条 管理者は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、公共下水道施設 築造工事の施工を承認するときは、公共下水道施設築造工事施工承認書(様式第1号)(以 下「施工承認書」という。)をもって、承認する。

(申請等の変更)

- 第4条 申請者は第2条の施工承認申請の内容を変更しようとするときは、公共下水道施 設築造工事変更施工承認申請書(様式第2号)に位置図、設計図、変更内容に関する資料 及び変更前の施工承認書を添えて管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、公共下水道施設築 造工事の施工を承認するときは、公共下水道施設築造工事変更施工承認書(様式第3号) をもって、承認する。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、第3条及び第4条第2項で承認を受けた申請を取り下げる場合は、公共下水道施設築造工事施工承認申請取下げ願(様式第4号)に施工承認書を添えて管理者に提出すること。

(工事完了届)

- 第 6 条 申請者は、承認を受けた工事が完了したときは、公共下水道施設築造工事完了届 (様式第 5 号)に次の各号に掲げる書類を添付して、速やかにその旨を管理者に届け出る とともに、完了検査を受けなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図

- (3) 断面図
- (4) 縦断図(本管を施工した場合のみ)
- (5) 工事写真
- (6) 施設一覧表 (様式第6号)
- (7) 公共汚水桝一覧表 (様式第7号) (公共汚水桝を施工した場合のみ)
- (8) 雨水桝・道路集水桝一覧表(様式第8号)(雨水桝及び道路集水桝を施工した場合のみ)

(帰属決定通知)

第7条 管理者は、前条の完了届の受理後、帰属を決定した下水道施設について、下水道施 設帰属決定通知書(様式第9号)をもって、申請者に通知する。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。